

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【公表番号】特表2004-535245(P2004-535245A)

【公表日】平成16年11月25日(2004.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2004-046

【出願番号】特願2003-513403(P2003-513403)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 L 27/00

【F I】

A 6 1 L 27/00 V

A 6 1 L 27/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月13日(2004.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

身体組織を修復または再生するための一定の移植可能な支持骨格材料を作成するための方法において、

小腸粘膜下組織、胃粘膜下組織、膀胱粘膜下組織、呼吸器粘膜下組織、消化管粘膜下組織、生殖器粘膜下組織、および肝臓基底膜から成る群から選択される組織から誘導されている一定の細胞外基質材料を供給する工程、

前記細胞外基質を物理的に粉碎して細胞外基質の凝集性の部材片を形成する工程、および

前記細胞外基質の凝集性の部材片を凍結乾燥して細胞外基質の一定の連続気泡型の発泡体を形成する工程を含む方法。

【請求項2】

前記細胞外基質が天然に発生する細胞外基質を含み、前記細胞外基質を物理的に粉碎する工程が前記天然に発生する細胞外基質を物理的に粉碎する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

さらに、前記細胞外基質を物理的に粉碎する前に当該細胞外基質を精製する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項4】

さらに、前記細胞外基質を処理して種々の糖タンパク質、グリコスアミノグリカン、プロテオグリカン、脂質、非膠原性タンパク質および核酸を実質的に除去する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

さらに、前記細胞外基質を物理的に粉碎する前に当該細胞外基質を処理してコラーゲン以外の実質的に全ての物質を除去する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記細胞外基質を物理的に粉碎する工程が当該細胞外基質を一定の液体の存在下に物理的に粉碎する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記細胞外基質を一定の液体の存在下に物理的に粉碎する処理が当該細胞外基質を前記液体の中に懸濁する処理を含む請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記凍結乾燥工程が前記細胞外基質の凝集性の部材片および前記液体を凍結乾燥して前記細胞外基質の連続気泡型の発泡体を形成する処理を含む請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記物理的に粉碎する工程が前記細胞外基質を物理的に粉碎して各部材片の幅および厚さのそれよりも長い一定の長さを有する細胞外基質の細長い凝集性の部材片を形成する処理を含む請求項1に記載の方法。

【請求項10】

請求項1に記載の方法により作成されている製品。

【請求項11】

さらに、以下の、すなわち、一定の生体活性物質、一定の生物学的に誘導されている物質、種々の細胞、一定の生物学的な潤滑剤、一定の生体相容性の無機材料、および一定の生体相容性のポリマーの内の少なくとも1種類を含む請求項10に記載の製品。

【請求項12】

前記細胞外基質の連続気泡型の発泡体が100ミクロン乃至700ミクロンの一定の公称の気孔寸法を有する気孔を定めている請求項10に記載の製品。

【請求項13】

前記細胞外基質の連続気泡型の発泡体が300ミクロン乃至700ミクロンの一定の公称の気孔寸法を有する気孔を定めている請求項10に記載の製品。

【請求項14】

前記細胞外基質の連続気泡型の発泡体が100ミクロンよりも小さい一定の公称の気孔寸法を有する気孔を定めている請求項10に記載の製品。